

低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金 〔住民税非課税世帯分〕〔5万円〕のご案内

物価高により厳しい状況にある子育て世帯を支援するため、「住民税非課税世帯物価高騰対策給付金【7万円】」を受給する世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対しこども加算を給付しています。

本給付金の概要

給付対象世帯：基準日(令和5年12月1日)において、**世帯全員**の令和5年度分の住民税均等割が非課税で18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)が同一の世帯に属する世帯

※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯のほか、令和5年1月2日以降に日本に初めて入国した方がいる世帯は対象とはなりません。

給付額：児童1人あたり5万円(1回限り)

給付時期：手続きが完了してから4週間程度

申請期限：令和6年5月31日(金)まで(当日消印有効)

※下記の③に該当する場合のみ、申請期限が変更される可能性があります。

手続き方法：①世帯のすべての方が令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

令和6年2月5日付けで送付した「あま市低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯分)給付要件確認書」を子ども福祉課へご返信ください。

②世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

③令和5年12月2日以降に生まれた児童

④別世帯で扶養している児童(学生寮で生活している場合など)

②③④に該当する方は、申請書兼請求書及び添付書類を子ども福祉課までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。申請書兼請求書は子ども福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送送付をお申し出いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

【添付書類】

○本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)

○振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

○令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する非課税証明書(②に該当する方のみ)

○児童の属する世帯全員が記載された住民票(世帯主及び世帯主との続柄が記載されたもの)(④に該当する方のみ)

※別世帯児童が市内の場合、省略可

問合せ先：物価高騰対策給付金コールセンター

☎0120・313・317

